

自転車活用推進本部の後援等名義の使用について（案）

自転車活用推進本部（以下「本部」という。）は、求めに応じて本部の後援等名義の使用を承認することにより、自転車の活用の推進を図ることとする。

このため、本部の後援等名義の使用の承認に関し必要な事項は、本部長が定める。